相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡度会町牧戸一三六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　信弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　相続財産清算人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県いなべ市北勢町麻生田三六四三番地一、最後の住所三重県四日市市赤堀一丁目六番二四号　シングルハウスＫ・１Ｃ　被相続人　亡　服部　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

三重県いなべ市大安町石榑東一二三三番地　一　司法書士・行政書士小林聖仁事務所　相続財産清算人　司法書士　小林　聖仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市堀上町七七番地二一、最後の住所滋賀県近江八幡市堀上町七七番地二一　被相続人　亡　廣谷　大地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十四日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

滋賀県東近江市八日市上之町二番七号ウイング八日市二〇三号室　八日市法律事務所　相続財産清算人　弁護士　湯浅　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市北区紫野下石龍町一四番地、最後の住所滋賀県大津市大江七丁目一〇番七号　被相続人　亡　四方　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十四日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

滋賀県大津市京町二丁目一番一八号　初音ビル二階　ひらい法律事務所　相続財産清算人　弁護士　平井　建志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市上京区室町通寺之内上る二丁目上柳原町一〇四番地、最後の住所京都市上京区室町通上御霊前下る上柳原町一〇四番地　被相続人　亡　浅田　照波

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

京都市中京区橋弁慶町二二八番地　ＡＯＩビル四〇三　東岡法律事務所　相続財産清算人　弁護士　東岡由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区東中本二丁目一五番地、最後の住所大阪府大阪市東成区中本三丁目一七番一号　グループホーム緑橋なごみ　被相続人　亡　徳永　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪市中央区北浜一丁目一番三〇号リバービュー北浜一〇階　相続財産清算人　弁護士　三浦　高敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市須磨区東町一丁目一番地三、最後の住所大阪府堺市東区西野一七五番地九　被相続人　亡　川戸美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪府大阪市中央区今橋一―七―一四堺筋北浜宗田ビル三階　新陽法律特許事務所　相続財産清算人　弁護士　大住　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市港区弁天二丁目七番地、最後の住所山口県周南市江の宮町一二番Ｋ―二一〇号　被相続人　亡　内出　雅仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

山口県周南市緑町一丁目四七番地美重ビル二階　中坪法律事務所　相続財産清算人　弁護士　山田　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市野原一丁目一六番、最後の住所山口県山陽小野田市大字小野田四三四八番地一　被相続人　亡　松沢　憲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

山口県宇部市相生町五番八号　相続財産清算人　弘藤　智基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡中土佐町大野見下川九八番地、最後の住所高知県高岡郡中土佐町大野見吉野六番地　被相続人　亡　吉門　節美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

事務所高知県高岡郡佐川町甲一二四九番地二三　相続財産清算人　司法書士　田中　勇

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　野林　正広　住所　埼玉県飯能市大字双柳四五〇番地二ドリーム青木二〇五　生年月日　昭和三十四年三月一日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第二七八〇八号

四　供託金額　一四万一二〇二円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇八八五号

令和八年十月二十三日

事務所東京都文京区本郷二―二七―二東眞ビル四階ヒューマンネットワーク三森法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　森本憲司郎

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　吉本　恵治　住所　千葉県浦安市海楽一丁目一七番一八号　コーポ海楽二〇二号室　生年月日　昭和三十五年四月二十四日

二　供託所　千葉地方法務局市川支局

三　供託番号　令和八年度金第三四六号

四　供託金額　一一七、〇一九円

五　裁判所　千葉家庭裁判所市川出張所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第三〇二三四号

令和八年十月二十三日

愛知県知多市にしの台一丁目二七〇七番地　フィッツビル二階　不在者財産管理人　山崎　弘平

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　長崎県諫早市平山町三九六番ロ

二　供託所　長崎地方法務局諫早支局

三　供託番号　令和八年度金第三八三号

四　供託金額　二〇七、八七八円

五　裁判所　長崎地方裁判所大村支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和八年（チ）第一号

令和八年十月二十三日

長崎県大村市松並一丁目二一三番地二　所有者不明土地管理人　森川　光洋